

法定福利費の内訳を明示するための標準見積書

1. はじめに

当協会は、国土交通省の「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」及び「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」等の通知を受け、「社会保険加入促進計画」を始め「労務賃金改善等推進要綱」等を定め、会員の協力を得て、社会保険等未加入対策を進めているところである。

道路建設産業における社会保険等への加入を徹底するためには、技能労働者を雇用している企業等が、保険料を支払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠である。法定福利費は、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であるという前提の下、従来の総額による見積りだけではなく、その中に含まれる法定福利費の内訳を明示する。このため、今回「法定福利費の内訳を明示するための標準見積書」（以下「標準見積書」という。）を作成することによって、会員各位の利便性や社会保険等への加入促進に供する事を目的とするものである。

道路建設工事は、工事に携わる職種が多岐にわたる事やこれまでの会員各社の見積方式、表示方法もあり、会員各社が提出する見積書をすべて今回定める標準見積書の様式に統一することを強制するものではないが、少なくとも法定福利費の内訳を明示した見積書を提出することとして、できる限り標準見積書をご活用されるようお願いする。

2. 標準見積書の活用等

(1) 標準見積書の書式

標準見積書の書式は、別添様式1 とする。

(2) 標準見積書の活用

- ・ 下請企業は、元請企業等への見積書の提出に際し、標準見積書を活用する。
- ・ 元請企業は、発注者（民間）に対し法定福利費を確保できる金額による見積への理解と協力を求める。

また、下請企業から提出された標準見積書を尊重するとともに、下請企業に標準見積書の活用を指導する。

(3) 標準見積書の適用時期

本標準見積書の適用は、平成 25 年 12 月 1 日からとする。

3. 法定福利費の明示

(1) 明示する法定福利費の対象

標準見積書に明示する法定福利費は、当該工事に従事する現場労働者に対する次に示す社会保険等保険料の事業主負担分の合計額とする。

- ・ 雇用保険料
- ・ 健康保険料 (40歳以上は介護保険料を含む。)
- ・ 厚生年金保険料 (法律上一体的に徴収される児童手当拠出金を含む。)

(2) 明示する社会保険料率

社会保険料率は、毎年度、国土交通省から情報提供される。

保険料率は各企業が加入している保険や所在する地域の保険料率を使用する。

(参考) 平成25年度の保険料率 (15.15%)

健康保険が協会けんぽ東京の場合、別添資料参照

(3) 適用除外者

個人事業主、一人親方(労働者と見なされる場合を除く。)など、法定福利費(事業主負担分)を要しない「適用除外」となる者の数や割合が判る場合は、これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めないものとする。ただし、「適用除外」となる者の数や割合が判らない場合は、内訳明示額の対象とする。

4. 法定福利費の算出方法

法定福利費の算出の基礎となる労務費については、総額を計上することとする。

労務費総額の内訳等については、会員各社において算出根拠を明確にする。

(基本的な考え方)

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{社会保険料率}$$

* 労務費とは、当該工事に直接従事する社員及び作業員(主任技術者等を含む)の当該工事に係る給与支給額の合計であり、管理部門及び間接部門の社員に支給した給与は含まない。管理部門及び間接部門の社員に支給する給与は一般管理費となる。

5. 法定福利費内訳明示額に係る消費税の取り扱い

法定福利費は工事費の一部を構成するものであることから、消費税の課税対象となる工事費に含めて取り扱う。

6. 労務単価の構成

(1) 労務単価の構成は次のとおり

基本給相当額

基準内手当 (当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)

臨時の給与 (賞与等)

実物給与 (現物支給の通勤定期券等)

(2) 社会保険等の対象となる賃金の範囲

1) 対象となるもの（労働の対価として支払っているもの）

- ① 基本給（月給、日給等）
- ② 諸手当（家族手当、住宅手当、残業手当、通勤手当、資格手当、休業手当等）
- ③ 賞与（賞与、期末手当、勤勉手当等）
- ④ 現物支給の通勤定期券

2) 対象とならないもの（恩恵的なものや労働の対価でなく支払っているもの）

- ① 任意、恩恵的なもの（退職金（建退協証紙含む）、結婚祝金、災害見舞金等）
- ② 労働の対価でない手当等（解雇予告手当、旅費、出張日当等）
- ③ 福利厚生的なもの（住宅貸与、資金貸与等）
- ④ 業務費的なもの（作業衣の貸与、保護具等）
- ⑤ その他（教育訓練費、募集・求人費）

以上

平成 25 年 11 月 8 日

一般社団法人日本道路建設業協会

見 積 書

平成 年 月 日

〇〇建設株式会社 様

会社名

住所

電話番号

工事名: B 地区 舗 装 工 事

| | | | |
|-------|---|------------------|--------------------|
| 工事価格 | ¥ | a | |
| 法定福利費 | ¥ | $b = g \times h$ | (=労務費総額×社会保険料率(h)) |
| 工事総額 | ¥ | $c = a + b$ | |
| 消費税額 | ¥ | $d = c \times f$ | (=工事総額×消費税率(f)) |
| 合計 | ¥ | $e = c + d$ | |

工事名: B地区舗装工事

見 積 内 訳 書

| 工 種 ・ 名 称 | 規 格 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 支給区分 | 摘 要 |
|------------------|--------------|-----|----------------|-----|-----|------|-----|
| 1. 道路土工 | | | | | | | |
| 路床盛土 | 流用土 | | m3 | | | | |
| 法面整形 | 盛土部 | | m ² | | | | |
| 2. 舗装工 | | | | | | | |
| 下層路盤工 (t=20cm) | RC-40 | | m ² | | | | |
| 上層路盤工 (t=10cm) | M-30 | | m ² | | | | |
| 基層工 (t=5cm) | 再生粗粒度アスコン | | m ² | | | | |
| 表層工 (t=5cm) | ポーラスアスコン | | m ² | | | | |
| 3. 排水構造物工 | | | | | | | |
| Pu300 | 基礎込み | | m | | | | |
| 集水枿 | 現場打ち 500×500 | | 箇所 | | | | |
| その他経費 | | 1 | 式 | | | | |
| 計 | | | | | a | | |
| うち労務費 | | 1 | 式 | | g | | |
| 法定福利費 (事業主負担分のみ) | | 1 | 式 | | b | | |
| | | | | | | | |

見積内訳書記入要領

1. 見積内訳書に記載している工種は代表的なものをあげていますが、工種は全ての項目を対象とします。
2. 労務費は、当該工事に直接従事する社員(現場代理人、管理技術者等)及び作業員の当該工事に係る給与総額を計上する。
3. うち労務費とは、本来工種別に労務費を計上すべきではあるが、システム上などの問題もあるので、全体としての額を計の内書とする。
4. 法定福利費(事業主負担分)は、労務費総額に社会保険料率(それぞれの地域の率を使用する。)を乗じて得た額を計上する。

法定福利費を内訳明示した見積書の活用について

1. はじめに

道路建設業の社会保険等未加入対策について、一般社団法人日本道路建設業協会「以下「道建協」という。）は「社会保険加入促進計画」（平成 24 年 9 月 10 日付）を決定し、同計画等に即して、会員企業等に対し社会保険加入促進の周知活動や社会保険等加入状況調査の実施に取り組んできたところである。

社会保険の加入促進に当たっては、その原資となる社会保険料の事業主負担分（以下「法定福利費」という。）の確保が大きなテーマとなっており、国土交通省から各建設業者団体に対して平成 25 年 5 月 10 日付国土建労第 7 号「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（以下「国土建労第 7 号」という。）の通知、要請があったところである。

本通知により、法定福利費の内訳明示された標準見積書等の活用の基本的な考え方などが示されたほか、下請企業から元請企業に提出される標準見積書の取組が開始されたところである。

道建協の会員企業は、元請企業という立場と下請企業という立場が混在しており、さらに同一企業内においても同様な事が存在している。いずれの場合においても法定福利費の確保に向けた適切な対応が求められているところである。

こうした状況を踏まえ、今般、協会では法定福利費の確保の実効性を高めるべく、会員企業が今後取り組むべき事項等を「法定福利費を内訳明示した見積書の活用について」として取りまとめたので、貴社の取り組みの参考とされることを願います。

2. 協会の取組

工事での低価格受注は企業体力を低下させるのみならず技能労働者の賃金低下を招いており、その結果、技能労働者の減少や高齢化が進み、道路建設業としての存続を危うくする事態に至っている。道建協は、技能労働者の適正な賃金水準を確保し、労働環境・労働条件の改善を図ることは喫緊の課題として、平成 25 年 5 月 21 日に「適正な受注活動と技能労働者の労働環境改善に関する決議」を行い、会員企業に要請したところである。

(1) 見積書を提出する環境づくり

1) 元請企業から下請企業への標準見積書提出促進

会員企業は、一次下請企業からの適正な法定福利費を含む見積書の提出促進を明確にするために、一次下請企業に対して見積りを要請する時は、協会が作成した「標準見積書」又は、適正な法定福利費を明示した各社の所定書式により提出するように要請・指導する。

[今後の取り組み事項]

【 標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書を受領する場合の対応留意点 】

会員企業は、一次下請企業が当該見積書を提出してきた場合は、当該見積書を尊重した取扱いを行い、以下の手順に従って受領した当該見積書の法定福利費相当額を協議する。

- ステップ1 元請企業は、一次下請企業に対し、適正な法定福利費を明示した見積書の作成・提出を行うよう促す。
- ステップ2 一次下請企業は、元請企業に当該見積書を提出し、元請企業はこれを尊重し、受領する。
- ステップ3 元請企業は、一次下請企業から当該見積書に示した法定福利費相当額の算出基準等について説明を受ける。
- ステップ4 元請企業と一次下請企業は、当該工事に従事する作業員（技能労働者）の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結する

【 元請企業と一次下請企業間で協議する事項および進め方 】

- ① 法定福利費相当額は、原則として当該下請負工事費の内の労務費相当額に社会保険料の事業主負担率を乗じて算出する。これにより「作業員が100%社会保険に加入した場合の法定福利費相当額」が算出される。
- ② 当該下請負契約における法定福利費相当額の決定においては、上記「作業員が100%社会保険に加入した場合の法定福利費相当額」をベースに、当該工事に従事する直接作業員（技能労働者）の現状の加入率を乗じて算出することを基本とする。
- ただし、今後の加入予定者数が見込める場合は、加入予定者数を含んだ加入率（現状の加入率+加入予定率）を乗じたものを基準値とし、一次下請企業と協議する。

なお、公共工事の中で平成 24 年度版以降の国土交通省土木工事の積算基準が適用される工事では、適切な法定福利費が予定価格に反映されていることを踏まえ、当分の間「作業員が 100% 社会保険に加入した場合の下請の社会保険料に係る法定福利費の全額」を支払うことを基本とする。

2) 労務費減額の懸念への対応

国土建労第 7 号の当項目では法定福利費を確保する代わりに労務費を引き下げ等の懸念を払拭し、建設業法第 19 条の 3 に抵触しないよう注意喚起を記述している。

「社会保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれること、元請及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があること、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、一方的に削減、或いは含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法に違反する恐れがあること等、本記載事項について社内関連部門への周知を行う。」

[今後の取り組み事項]

会員企業は、当項目の記載事項並びに建設業法令遵守ガイドラインを踏まえた行動をとるよう、社内関係部門に周知する。

3) 定型書式の対応

国土建労第 7 号の当項目には「会員企業が下請企業から見積書の提出を受ける際の定型書式を定めている場合であって、当該定型書式に下請企業が法定福利費の額を記入するための欄が設けられていないときは、当該定型様式に当該欄を追加するよう要請する。」との記載があり、法定福利費記入欄の追加が求められている。

[今後の取り組み事項]

会員企業は、各社所定の定型書式（見積書書式）の変更については、システム変更の課題もあるが積極的に取り組むものとする。

(2) 関係者への周知啓発

会員企業は、法定福利費の確保及び社会保険等への加入徹底に向けた関係者への周知徹底を図ってきたところである。

[今後の取り組み事項]

会員企業は、社内関係者に対しては会議・文書指示等で、下請企業に対しては協力会定時会議等で、現場作業員・職長に対しては朝礼・職長会・安全協議会の場で国交省作成のリーフレット、ポスター（11月配布予定）を活用する等により周知徹底を図る。

3. その他の留意点

（国土建労第7号「1. 標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示」）

(1) 標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示

国土建労第7号の当項目は、標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書の必要性等、基本的な考え方が記述されており、標準見積書の活用等の根幹を成すものである。

この中で「この法定福利費の額は、本来個別工事ごとに各建設業者が算定するものであり、自社の技能労働者のみで施工する場合や、下請労務により施工される場合であっても当該下請労務に従事する技能労働者の法定福利費を正確に算定することが可能な場合には、自社の施工実績等に基づいて算定して記載することが必要です」との記載があるとおり、当該見積書に記載する法定福利費は、下請企業が個々の企業の実態に見合った金額を工事毎に算出するものであり、同じ工種の下請企業が工事下請負契約金額等を基準にして同一の率を乗じて算出するものではない。

以 上

平成25年11月8日

一般社団法人日本道路建設業協会

